

「アジア・ブロードバンド計画」 について

平成 15年 5月 15日

総 務 省

「アジア・ブロードバンド計画」の概要【1】

目標 (2010年)

すべての人々がブロードバンドへアクセス（各種公共施設からのアクセスを含む）

各国間を直接つなぐ十分な帯域の国際ネットワークの整備、アジア・北米間、アジア・欧州間の情報流通量を北米・欧州間の情報流通量と均衡化

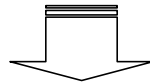
ネットワークのIPv6への移行、情報通信技術でアジアが世界をリード

人々が安心して情報通信技術を利用できる環境の整備

文化的財産等のコンテンツのデジタル・アーカイブ化

主要言語間の機械翻訳技術の開発・実用化

情報通信分野の技術者・研究者を大幅に増加



アジア域内の情報流通が活性化し、アジアが世界の情報拠点に

アジア・ブロードバンド計画」の概要【2】

1 ブロードバンドに係るネットワーク・インフラの整備のための施策

- ・ 開発途上国等のネットワーク・インフラ整備支援（無線を活用したアクセス網、IPネットワーク構築を含む）
- ・ 域内の国際ネットワーク・インフラの整備推進（各国民間事業者取組支援、国際IX構築のための共同実験等）
- ・ ネットワーク・インフラ技術の開発・実用化（超高速インターネット衛星、第3世代携帯電話等）
- ・ 研究開発・標準化活動の推進
- ・ 人材育成・人材交流

2 ブロードバンド普及のための関連施策

(1) 共通基盤の整備

- ・ セキュリティの確保（アジアでの国際連携強化、安全なサービスプラットフォーム構築のための実証実験等）
- ・ 知的財産権のルール整備・運用適正化
- ・ IPv6の普及推進（IPv6移行ノウハウのアジアへの移転、共同実験）

等

(2) ブロードバンドを活用したアプリケーションの推進（電子政府、eラーニング等）

(3) デジタル・コンテンツの流通促進

- ・ 多言語翻訳技術の開発等
- ・ 文化的財産等のデジタル・アーカイブ化への支援

(4) 国家戦略、政策・制度の整備等への支援

(5) 開発途上国に対する支援の推進（情報通信技術を活用した案件の推進、ODAに関し我が国からの積極的な案件形成の推進、複数国を対象とする案件の実施）

以上の施策は2005年度までに重点的に実施。（G8九州・沖縄サミット（2000年7月）に際して我が国が国際的デジタル・ディバイド問題解消のために、5年で150億ドル程度を目途とした公的資金による包括的協力策を発表したことにかんがみ）